**ベルギー　第2･3回審査　事前質問事項前　BDFパラレルレポート**（JD仮訳）

ベルギー障害フォーラム(BDF)

2019年2月

**Submission to the Committee on the Rights of Persons with Disabilities**

**Within the framework of the 2nd and 3rd review of Belgium**

**Alternative report presented for a coalition of organisations**

**by the Belgian Disability Forum asbl (BDF)**

**prior to the adoption by the Committee on the Rights of Persons with Disabilities**

**of the list of issues relating to Belgium.**



連絡先：Olivier MAGRITTE, コーディネーター

Belgian Disability Forum asbl (BDF)

Boulevard du Jardin Botanique 50/150

B-1000 Bruxelles

info@bdf.belgium.be

+32 (0)470 13 14 36

編集責任：会長　Pierre Gyselink

**目次**

連合(BDF)について

要約

条約の特定の条項への言及及び事前質問事項の提案（論点整理）

平等及び無差別（第5条）

障害のある女子（第 6 条）

障害のある児童（第 7 条）

意識の向上（第8条）

利用の容易さ(第9条)

危険な状況および人道上の緊急事態 (第11条)

法律の前にひとしく認められる権利~~法~~（第12条）

司法手続きの利用の機会 (第13条)

身体の自由及び安全(第14条)

拷問または残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由（第15条）／搾取、暴力及び虐待からの自由（第16条）／個人をそのままの状態で保護すること（第17条）

自立した生活及び地域社会への包容（第19条）

個人の移動を容易にすること（第20条）

表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会（第21条）

家庭及び家族の尊重 (第23条)

教育 (第24条)

健康 (第25条)

ハビリテーション（適応のための技能の習得）及びリハビリテーション (第26条)

労働及び雇用 (第27条)

相当な生活水準及び社会的な保障 (第28条)

政治的及び公的活動への参加 (第29条)

文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加 (第30条)

統計及び資料収集 (第31条)

国際協力 (第32条)

国内における実施及び監視（第33条）

**ベルギー障害フォーラム(BDF)が代表する連合について**

ベルギー障害フォーラム（BDF）は、2001年に設立された非営利団体である。現在18の団体が加盟しており、約25万人の障害者とその家族の権利を国内・国際レベルで擁護している。BDFは、ベルギーの「全国協議会」として、欧州障害フォーラム（European Disability Forum、EDF）の正会員である[[1]](#footnote-1)。

BDFの使命は、ベルギーの障害者の生活に影響を与える国際情勢を監視することである。この観点から、BDFは、欧州の規則、ベルギーが批准した国際文書、国際機関が出した勧告の効果的な実施を提唱している。BDFは、国際的な動向について、加盟団体に定期的に情報を提供している。

この報告は、障害者を代表する18の組織と5つの諮問機関を代表してBDFが提出したものである。以下にそのリストを掲載する。

これは、2018年10月から2019年1月までの間に月1回ペースの全体会で行われた参加型プロセスに基づいて議論され、起草された。特に、2017年にBDFの全加盟団体で実施したベルギーによる国連障害者権利条約（UNCRPD）の実施状況の中期評価に基づいている。

http://bdf.belgium.be/fr/th%C3%A9matiques/evaluation-%C3%A0-mi-parcours.html。

本報告の起草にあたり、BDFは欧州障害フォーラム（EDF）と国際障害同盟（IDA）の専門知識を活用した。

**1) 障害者を代表する団体**

**病人・非障害者・障害者の社会運動**（ALTéO asbl: Mouvement social de personnes malades, valides et handicapées) : 会員の自発的な責任と積極的な参加に基づき、権利擁護活動、情報と交流、相互扶助とふれあい、適切な余暇活動を通じて包容を実現する。

http://www.alteoasbl.be/

**血友病およびフォン・ウィルブランド病協会**（AHVH: Association des Hémophiles et Malades de von Willebrand asbl) : 公的機関への血友病患者の代表としての活動、行政的・心理社会的支援、教育・スポーツ・交流活動の組織化。

http://www.ahvh.be/fr/

**全国知的障害者協会**（Association Nationale d'Aide aux Handicapés Mentaux, ANAHM) : 連邦レベル、欧州レベル、国際レベルでの知的障害者とその家族の権利の促進と擁護、地域組織の活動の調整（asbl Inclusion and vzw Stan, trefpunt verstandelijk handicap)

https://www.inclusion-asbl.be/ - https://trefpuntstan.be/

**重複障害者の親と専門職の会**（asbl Association de Parents et de Professionnels autour de la Personne polyhandicapée asbl, AP3) : 相互傾聴による親と専門職の関係の改善、親同士の相互援助、経験の交換、教育実践の改善、リハビリテーションと医療ケア、重複障害者の生活実態に関する情報提供。

http://ap3.be/

**障害者社会主義協会**（Association Socialiste de la Personne Handicapée asbl, ASPH) : 障害者の権利の擁護、議会での質疑と政治的表明、キャンペーンとアニメーションによる啓発、公共の建物の法令順守に関する専門家への助言、障害者の包容のための自治体への支援。

http://www.asph.be/Pages/default.aspx

**達成**（Atingo）: 環境や設備のユニバーサルデザインに関する研修、移動性、人間工学、快適な使用感など、すべての人のニーズを満たすための障壁の除去、相談サービス（技術的調査、助言、認証、支援）。

https://www.atingo.be/

**ガンプブロック**（Les Briques du GAMP asbl）: 依存度の高い障害者のための場所の不足に対する具体的な解決策を見つけ、本人とその家族を支援する。

<https://www.gamp.be/fr/briques-du-gamp/a-propos>

**フランドルろう協会**（Doof Vlaanderen）: 市民社会におけるろう者とフランドル手話言語の平等、解放、発展の促進、日常生活のあらゆる面におけるろう者の特殊性、権利、ウエルビーイングの擁護。

https://www.doof.vlaanderen/

**ベルギー・フランス語圏ろう連盟**（Fédération Francophone des Sourds de Belgique asbl, FFSB) : 完全な市民としてのろう者の促進、広く迅速な利用の機会を可能にする情報の要求、手話言語の促進、手話言語教育の提唱

http://www.ffsb.be/

**カトリック障害者協会**（Katholieke Vereniging Gehandicapten vzw, KVG) : 障害者と関係者を集め、活動を組織し、障害者のニーズを満たすために関与し、発展のために団結する。

https://kvg.be/

**小さなフォーラム**（Kleines Forum）: ドイツ語圏の障害者の利益を代表すること、障害者の利益に関する一般の認識と研修、市民社会における障害者の参加

**全国キリスト教相互扶助協会**（Landsbond van de Christelijke mutualiteiten / Alliance Nationale des Mutualités chrétiennes）: すべての人にウエルビーイング（well-being）と質の高い医療ケアの利用の機会を保証し、革新的でオープンで人道的な保健医療政策を擁護し、弱者に優先的に配慮することを目的とした社会保険会社および社会運動。

https://www.cm.be/ - https://www.mc.be/

**シレックス**（Le Silex asbl）: 精神障害のある人もない人も、それぞれの可能性に応じて自由に選択できる余暇活動を利用するために、友好的で温かく、上下関係のない会合を組織し、社会における障害者の立場を認識し、一般市民の行動や態度を変えることを目的としている。

http://www.lesilex.be/

**点字連盟**（Ligue Braille asbl）: 盲人と弱視者の自律の発達、彼らのニーズをよりよく考慮するための利益の擁護、盲人と弱視者の生活の現実に対する一般市民の認識。

<https://www.braille.be/>

**全国多発性硬化症連盟**（Ligue Nationale Belge de la Sclérose en Plaques asbl, LNBSP) : 多発性硬化症の現実について情報を提供し、多発性硬化症患者とその家族や友人の生活課題を支援し、個人的および集団的な利益を擁護し、病気に関連する追加費用を一部負担するために、会合や経験の交換を奨励している。

http://www.ms-sep.be/fr

**連邦盲人・視覚障害者友の会**（Œuvre Fédérale Les Amis des Aveugles et Malvoyants asbl）: 盲人や視覚障害者の自律を発展・維持させ、社会経済的・文化的な生活に参加できるようにし、権利の認識と尊重を目的とした活動を支援し、視覚障害の現実について情報を提供し、認識を高めることにより、彼らのウエルビーイングに貢献する。

https://www.amisdesaveugles.org/

**連帯／全国社会主義相互扶助協会**（Solidaris / Nationale Verbond van Socialistische Mutualiteiten）: 助言、保護、支援、情報提供、擁護

http://www.solidaris.be/Pages/Home.aspx - https://www.socmut.be

**障害者協会**（Vereniging Personen met een Handicap vzw, VFG) : 異なる行動能力を持つ人が完全かつ完璧な市民権を享受できるようにすること、連帯の原則に基づく行動、組織のすべてのレベルでの自分自身の行動、民主主義の基本原則、国連条約、欧州人権条約に抵触しない限り、すべての人の意見や信念を尊重すること。

https://www.vfg.be/Pages/Home.aspx

**2) 連邦および連邦構成体（federated entities）に設置された障害者の諮問機関。**

**国立障害者高等評議会**（CSNPH, Conseil supérieur national des personnes handicapées）／NHRPH, Nationale Hoge Raad voor Personen met een Handicap）

障害分野の専門知識に基づいて勅令で任命された20人で構成されている連邦当局の公式諮問機関である。完全に独立しており、障害問題に関連するすべての分野において、自発的または要請に応じて意見を発表する。

http://ph.belgium.be/fr/csnph.html

**障害者委員会**（La Commissiononne des personnes handicapées, CWPH) ワロン地域圏の障害者の利益を擁護する団体の代表者を中心とする15名の委員で構成。CWPHは、要請に応じて、あるいは自発的に、ワロン社会活動・保健評議会の課題について意見を述べる。

**仏語圏ブリュッセル健康諮問委員会 - 「障害者」部会**（Conseil consultatif bruxellois francophone de l'Aide aux personnes et de la santé - Section " personnes handicapées "）。24人の委員で構成され、ブリュッセル地域フランス共同体委員会（COCOF）の権限内にあるすべての事項について独立して意見を述べる。

http://phare.irisnet.be/service-phare/a-propos-de-nous/conseil-consultatif/

**健康福祉諮問委員会 福祉委員会 障害者施設・サービス部会**（Conseil Consultatif de la Santé et l'Aide aux Personnes, Commission de l'Aide aux Personnes, Section institutions et services pour Personnes handicapées）。フランス語圏とオランダ語圏の両方の言語圏の委員で構成されている。その任務は、障害分野に関連する共通事項について、完全に独立した立場で、自らの意思で、あるいはコレージュ（コミューン理事会）の要請に応じて、意見を発表すること。

http://www.ccc-ggc.irisnet.be/fr/a-propos-de-la-cocom/conseil-consultatif

**ブリュッセル首都圏地域障害者評議会**（Conseil des personnes handicapées de la Région Bruxelles-Capitale / Raad voor Personen met een handicap van het Brussels Hoofdstedelijk Gewest）。15人の委員で構成。ブリュッセル首都圏地域の障害者に対する直接的または間接的な差別の撤廃に貢献するため、障害の主流化（handistreaming）の分野で意見や提案を行う権限が与えられている。

**要約**

2014年の障害者権利委員会の所見以降、障害者の生活状況は全体的にほとんど改善されていない。本報告で示す現在も続く問題点は、主に以下の通りである。

意思決定プロセスにおける諮問機関の協議・関与（4条3）は、存在しないか、決定プロセスの最後に行われることが多い。この場合、これらは形式的な通知に過ぎない。

連邦構成体によって行動計画の草案が作成されているが、ベルギーは、障害者の自立と包容を支援する国家計画を採択していない。連邦、地域圏、共同体の間で政策の調整が行われていないため、障害者にとって政策を理解することが非常に困難である（第33条）。適切に活用できる定量的資料がないため、障害者やその家族が期待する政策や行動をとることが不可能ではないにしても困難である（第31条）。

差別禁止法の実施では、自律と包容の観点からの包括的な一歩を踏み出すことができない。「障害者の関係者であることによる障害」と「交差的差別」の概念には注意が払われていない（5-6-7-33条）。さらに、特定の支援への利用の機会に65歳やIQに関連した条件が規定されていることは、ベルギーにおける障害や高齢化に対する考え方をよく表している（5-20-26条）。

一般市民の意識を高めるための努力は、主に連邦機会均等センター（UNIA）と協会に基づいている。経済界や政治家、あるいは障害者と定期的に接触する専門職にすら十分に届いていない(8条)。

合理的配慮は、しばしば制約として認識され、せいぜい漠然とした概念であり、個人の自律のための効果的なツールではない。国家的な複合一貫輸送計画はもとより、建築環境や交通機関の利用の容易さも存在しない。多くの地域で期待される実施を保証するラベル（認定表示）がない（5-9-20-24-27-29条）。

全体として、集団的サービスは障害への適応がなされておらず、障害者に特化したサービスは十分に開発されていない。自律性と参加はしばしばおとり装置とされる（5-7-8-9-12-14-19-20-21-23-24-27条）。社会保障の機能に関する分析でその重要性が指摘されている介護者には地位が保障されていない。

包容と統合の概念はしばしば混同される（5-7-11-19-21-23-24-25-27-32 条）。包容が積極的な方法で適用される場合では、必要な移行のための十分な注意が欠けている（24条）。

法的能力に関する規制は、真の人生の選択の表現を可能にするために大幅に改革されたが（12条）、実際には、生活の多くの分野で（19、24、27、30条）、障害者は真の人生の選択を提供しない環境に苦しみ続けている。

**条約の具体的な条文への言及との事前質問事項のための推奨する質問文**

**一般原則及び義務（第1条～第4条）**

**市民社会の協議と参加（第4条3）は、まだベルギー連邦国家のすべてのレベルで取り入れられてはいない。**

障害者の諮問機関は、連邦、ワロン地域圏、ブリュッセル首都圏、ブリュッセル首都圏のフランス語共同体（COCOF）、ブリュッセル首都圏の共通共同体委員会（COCOM）の各レベルに存在する。フランドル地域圏、フランス語共同体、ドイツ語共同体には運営上の諮問機関はない。

既存の諮問機関の機能、活動の支援、行動の独立性に割り当てられている資源は十分ではない。また、諮問機関からの助言に対するフォローアップについては、ほとんど規定されていない[[2]](#footnote-2)。

**ベルギーの連邦構造の展開は、首尾一貫性と市民理解の問題を引き起こした。**障害者は、どの行政機関が自分たちのニーズに応えてくれるのかを見極めるために、多くの困難に直面している。この現実は、2015年9月にベルギーを訪問した欧州評議会（CE）のニルス・ムイズニクス人権担当委員によって強調された[[3]](#footnote-3)。

障害者のための国家行動計画は、障害者権利委員会によって勧告された[[4]](#footnote-4)。このような計画を定義し、実施することで、ベルギー連邦の構成団体は長期的に協力することを余儀なくされたであろう。これまで、連邦政府と連邦構成体は、そのような計画を定める努力をしてこなかった。

**質問案 :**

1. ベルギーは、2年以内に、ベルギー連邦の各構成機関に、障害者とその家族が代表団体を通じて参加する「諮問機関」を設置するために、どんな具体的な措置をとる予定ですか。障害者とその代表団体が、障害者に関する意思決定プロセスに実際に参加し、フォローアップすることを確実にするために、これらの「諮問機関」には、どんな主導権と手段（特に効率的な事務局と十分な運営費）を与えますか？諮問機関の構造的な意味は、政治的な意思決定プロセスにおいてどのように確保されますか？

2. ベルギーは、障害者の権利がベルギー連邦全体および欧州レベルで満たされるために、ベルギー連邦の構成団体間の横断性と調整を確保する具体的措置をどのように予見していますか？ベルギーは、2年以内に短期および長期の目標を含む国家計画を予見しますか？

3. ベルギーは、2年以内に、特に障害の定義や社会生活のあらゆる側面への障害者の完全参加といった本質的な側面に関して、既存のすべての法制が完全に遵守されているかどうかをチェックするために、どんな具体的措置をとることを予見していますか？ベルギー連邦政府は、各新法制がUNCRPDの要求事項を遵守することをどのように保証しますか？

**平等及び無差別（第5条）**

ベルギーは、ヨーロッパの差別禁止法の先駆者である[[5]](#footnote-5)。**しかし、これらの法律の実際の実施は、特に障害者にとっては全く困難なものである[[6]](#footnote-6)。**

同様に、**合理的配慮**が規則で公式化されていても、何が「合理的」なのかが明確でないため、障害者を受け入れるために使用されることはほとんどない。これは特に、民間及び公的な雇用や教育の場で見られる[[7]](#footnote-7)。

ベルギー障害フォーラム(BDF)は、**関係者であることによる障害**の現実を強調したいと考えている。障害者の両親や親族は、障害者の日常生活、学校生活、職業生活を支援するために時間とエネルギーを費やさなければならないことが多い。彼らは、自分の仕事、社会、文化的な生活が妨げられていることに気づくことがある...。

これまでベルギーでは、**交差的差別**を認めていなかった。

65歳の誕生日を迎える前に障害者であると認められた場合にのみ、一連の権利やサービスを利用することができる。税金や社会的な補償、改造やリハビリテーションの費用払い戻しなど。これは、年齢に基づく交差的差別を構成する。これまで、ドイツ語共同体だけがこの差別を抑制しきた。

**質問案 :**

4. ベルギーは、サービス申請者の障害者としての認定が65歳の誕生日の前か後かに基づく、公共サービスのすべての取扱いの差異をなくすために、どんな具体的な措置をとることを考えていますか？

5. ベルギーは、無~~非~~差別に関する規則に、交差的差別と関係者であることによる障害の概念を導入する予定ですか？

6. ベルギーは、すべての規制において、障害者に対する法律で定められた合理的配慮の実施を確保するために、どんな具体的措置を予定していますか。合理的配慮に関するどんな体系的な研修事業が、共同体レベルを含むベルギー連邦のすべてのレベルで開発されましたか？これらの研修の結果はどうですか？どう評価されていますか？

7. ベルギーは、障害者がベルギー全土で全ての市民と平等に商品やサービスを利用できるように、どんな対策を実施しますか？

**障害のある女子（第6条）**

いくつかのグループの人々は、**交差的差別**に直面している。これは特に障害のある女子や少女にあてはまり、女子や少女のグループの中ではその障害のために、障害者のグループの中ではその性別のために差別される[[8]](#footnote-8)。

**質問案 :**

8. ベルギーでは、障害のある女子や少女がベルギー社会で直面している交差的差別をなくすために、どんな具体的な対策を考えていますか？

9. 質の高い雇用、訓練、余暇、文化などの特定の領域における障害のある女子の参加割合の低さに対処するために、ベルギーはどんな具体的措置を講じますか？

10. 暴力の被害者である障害のある女子の証言を慎重に収集する仕組みを実施するために、ベルギーはどんな具体的措置をとりますか？

**障害のある児童（第7条）**

ベルギーでは、**付き添い、支援、信頼できる人の特定、手話言語や読みやすい文字を含むコミュニケーションを提供する仕組みが十分に発達していない。**

**フランドル地域圏、ワロン地域圏、ブリュッセル地域圏、フランス語共同体の既存の仕組みは十分に連携されておらず**、「青少年支援」と「障害者支援」の間に位置するため、意思決定の妨げとなり、障害のある児童に不利益をもたらしている。

希望する学校で授業を受けるために、毎日2時間以上を通学に費やす障害のある児童もいる。UNIAや子どもの権利連盟から具体的な改善策が提案された。現在までのところ、解決にはまったく程遠い[[9]](#footnote-9) [[10]](#footnote-10) [[11]](#footnote-11)。

**質問案 :**

11. ベルギーは、児童の選択学習を強化し、彼らの残りの人生における選択能力を高めるような政策を実行するために、どんな具体的な方策をとる予定ですか？

12. ベルギーは、障害のある児童が幼児期から適切かつ十分にケアされることを保証するために、どんな具体的方策を考えていますか？

13. 障害のある児童が必要な支援を受けるために、学校の送迎に長時間を費やすことを効率的に解決し、包容を促進するために、ベルギーはどんな具体的方策を考えていますか。

14. ベルギーは、障害のある児童としての認定から障害のある成人としての認定への移行を自動化するために、どんな具体的方策を考えていますか。

**意識の向上（第8条）**

特に、医療スタッフ、司法スタッフ、行政、メディアなど、障害者と日常的に接する専門職の意識の向上を進める必要がある。

**メディア（主にテレビ）における障害者の露出度は依然として非常に低い。**障害者は一貫して被害者として紹介され、受動的な役割に限定されているか、せいぜい目撃者としてしか扱われていない。この事実は、フランス語共同体の高等視聴覚協議会の指標でも強調されている[[12]](#footnote-12)。

障害についての報道は、あまりにも医学的である。学際性が不十分である。医療スタッフは、障害という現実とともに生きている事実に十分目を向けず、健康上の問題の解決に集中している。医学的パラダイムからの脱却のために、さらなる意識の向上が必要である。

**質問案 :**

16. ベルギーは、専門職をはじめとするすべての人に障害の現実を理解させる研修を実施するために、どんな具体的方策を予定していますか？

17. ベルギーは、紙媒体や視聴覚媒体の専門職に、行動倫理規範の中で多様性に注意を払うことを奨励するために、どんな具体的な方策を考えていますか。

18. 現在のような医療チームではなく学際的な多職種チームに基づき、障害の報告からはじまるより良い支援のために、ベルギーはどんな具体的措置をとりますか。

**施設及びサービス等の利用の容易さ（第9条）**

**公共交通機関**は、連邦政府が管轄している鉄道を除き、地域当局が管轄している。このため、ネットワークの相互運用性や計画性が欠如し、交通機関の利用が不便になっている。

停留所や駅での情報提供にも問題がある。たとえば、

- 盲人や視覚障害者および知的障害者にとって、自動販売機のデザインが悪いため、切符の購入が困難である[[13]](#footnote-13)。

- ホームの変更などの予期せぬ変更は、感覚機能の障害者にとって問題である。認知機能障害者にとっても悩みの種となる。また次の停車駅や左右どちらのドアが開くかなど、その他の重要な情報が完全に利用が容易な方法で伝達されていない[[14]](#footnote-14)。

建物や公共スペースの利用の容易さに関する規則では、次のように規定されている。新規建設および既存の建物の重要な変更は、利用の容易さに関する地域の規則を遵守しなければならない。にもかかわらず、以下のような重要な問題が残っている。

- 管理・制裁の措置がないため、効力のある規則が適用されていない：規制要件を遵守する期限や、規制要件を遵守していない場合の制裁措置の期限がない...。

- 遺産や建物の保存に関する規制と利用の容易さの規制との不整合：建物の分類が遵守違反の正当化に使われることが多い。

- 建設認可証を交付する職員の利用の容易さおよびユニバーサルデザインに関する研修の不足。

社会住宅の不足、老朽化、地理的な配分の不備[[15]](#footnote-15)により、多くの障害者が自分のニーズに合った住宅を持てないでいる。

手話言語通訳者や盲ろう者のための訓練された介護者[[16]](#footnote-16)の数は、彼らの利用の容易さのニーズを満たすにはあまりにも少ないままである。例えば、2017年、ブリュッセル首都圏では、フランス系ベルギー人の手話言語通訳者が不足していたために、16.64%の要望に応えることができなかった[[17]](#footnote-17)。

**質問案 :**

19. ベルギーは、一般に公開されているすべての建物、道路、交通機関、サービス、デジタル・アクセシビリティ機器について、すべての人のニーズを包含する総合的な計画を採用するために、どんな具体的措置を想定していますか。ベルギーはどんな評価プロセスを実施しますか。

20. ベルギーは、アクセシビリティ関連の法的規定の遵守違反に対して、どんな的を絞った抑止力のある罰則を実施しますか。

21. 建設認可証を発行する公的機関が、アクセシビリティやユニバーサルデザインに関する認証研修を確実に受けるために、ベルギーはどんな具体的措置を講じますか。

22. ベルギーは、十分に利用を容易にする、または改造可能な社会住宅が、国中に公平に分配されることを保証するために、どんな具体的方策を予定していますか？これを達成するために、どんな計画と評価を策定しますか。また、それらが障害者に優先的に与えられることをどのように保証しますか。

23. ベルギーは、手話言語を含む様々な公用語で、また様々なコミュニケーション形態（新技術およびそれ以外の形態を含む）で、全国の公共サービスへの利用の容易さを確保するために、どんな具体的措置を予定していますか。

24. ベルギーは、手話言語通訳者や盲ろう者とのコミュニケーションの訓練を受けた人の不足を解消するために、どんな具体的措置をとることを予定していますか？彼らに専門職の地位を与えるためにどんな措置が計画されていますか？

**危険な状況及び~~と~~人道上の~~的~~緊急事態（第11条）**

2016年以降、ベルギーにおける難民候補者の受け入れ状況は厳しいものであった。ベルギーは、いわゆる「通風」（air draught）を避けるために、「受け入れない」という論理に従った。その結果、「外国人局」が扱うケースは1日50件に制限され、マクシミリアン公園は市民が管理する一種の難民キャンプに変貌した...。最終的に、このようなアプローチは、一部辞任した同じ政府によって糾弾された。2018年11月11日、新しい担当大臣は、毎日検討する申請ファイルの数を徐々に増やすことを自分の職員に要求した[[18]](#footnote-18)。

そんな中、BDFが関心を寄せているのが、**障害のある亡命希望者**の状況である。

リスクのある状況について、BDFと全国障害者高等評議会は、障害者がそれぞれのコミュニケーションニーズに応じて利用できる、効率的な緊急通報サービスの実施[[19]](#footnote-19)について連邦政府に質問した[[20]](#footnote-20)。

緊急用の「アプリ」は存在するが、ビデオを使用できず、ろう者には使えない。

**質問案 :**

25. ベルギーは、障害のある難民や亡命希望者の包容的な受け入れを確保するために、どんな具体的措置を予定していますか？既存の手続きを評価するためにどんな措置が計画されていますか？

26. 相互運用性を確保し、複数の通信手段から選択できるようにすることで、すべての障害者が、24時間どこでも緊急通報サービス（112）に利用できることを保証するために、ベルギーはどんな具体的措置を講じていますか。

**法律の前にひとしく認められる権利（第12条）**

2014年、BDFは、法的保護の状況に関する法律を改革するための努力を歓迎した[[21]](#footnote-21)。**それ以来、意思決定の支援が奨励されても、第三者による意思決定の代理を利用する可能性は維持されている[[22]](#footnote-22)。**

この法律の適用に関連したいくつかの問題、例えば、治安判事と司法保護のための訓練の不足と仕事の過多などがある[[23]](#footnote-23)。これらの問題は、現在、一連の組織や大学による調査の対象となっており、その中にはルーヴェン・カトリック大学（KUL）も含まれている。

この新しい法律が2014年9月1日に発効して以来、その実際の運用に関して別の問題が報告されている。

- 治安判事は、医療従事者が国際機能・障害・健康分類（ICF）[[24]](#footnote-24)を十分に理解しておらず、ICFを尊重していない詳細な診断書を作成していることを指摘している。一方で、暫定行政機関の修正期限が短すぎることも指摘されている。当初は2016年9月1日に予定されていたが、最終的に2019年9月1日に延期された[[25]](#footnote-25)。

- 障害者の家族は、高等司法評議会（CSJ）に苦情を申し立て、主に以下の点を指摘した。

- 専門的な管理者の指定は制度化されているが、法律では個人的なネットワークが優先される。

- 本人や物品を代表して一般管理者を組織することは制度化されているが、法律は本人の能力に基づいており、「能力がない」ことは例外としている。

- 法律では側近者の役割が正に強化されているが、本人の法的能力の評価プロセスでは本人の側近が関与していない。

- 法律は信頼する人の指定を奨励しているが、依然として例外的である。

- 法務大臣は、この法律の改正文案を国会に提出した。全国障害者高等協議会は、この文書に対して一連の懸念を表明した[[26]](#footnote-26)。

**質問案 :**

27. ベルギーは、2014年の法律に規定されている意思決定支援の実施と、治安判事が本人に適した意思決定を行えるための、十分な財政的・人的資源を提供するために、どんな具体的措置を予定していますか。ベルギーは、本人の選好の尊重に基づく制度を支持し、「保佐人」制度の利用を廃止するため、どんな措置を予定していますか。

28. 「代替」から「支援」への進化を示すために、ベルギーはどんな具体例とデータを提供できますか。

29. ベルギーは、「本人の同意を与える能力がない」という概念を克服するために、どんな具体的な措置をとることを予定していますか。

**司法手続の利用の機会（第13条）**

BDFは、2014年から司法省で行われているコスト削減策について心配している。司法高等審議会によると、2018年にはベルギーで54人の裁判官と110人の書記官が欠員となっている[[27]](#footnote-27)。削減策は、障害者が司法を利用する方法に影響を与える。

**質問案 :**

30. ベルギーは、障害者が他のすべての訴訟当事者と平等に司法の利用する条件を保証するために、どんな具体的な措置を予定していますか？

31. ベルギーは、障害者が、彼らに影響を与えるすべての法的手続きで適切な支援と援助を受けることを保証するために、どんな具体的措置を予定していますか？

32. 障害者に関する法的手続において、障害者に付き添う人への費用の支払いを保証するために、ベルギーはどんな具体的措置を予定していますか。

**身体の自由及び安全（第14条）**

連邦政府は、フランドル地方（ゲントとアントワープ）に2つの司法精神医学施設の建設を開始した。最初の施設は稼働している[[28]](#footnote-28)。しかし、被収容者の総数が増加しているため、施設は依然として不足している。

BDFは、2014年と同じことを繰り返し述べなければならない。

-　刑務所の精神科病棟の被収容者は、社会防衛委員会の決定後、社会防衛施設に移されるまで2年から4年の間待たされる。

-　その間、被収容者は、過密状態にある刑務所の精神科病棟に収容されるが、これは、被収容者の拘留条件、医療の質、スタッフの労働などに影響を及ぼす。彼らは一般的に、社会復帰を促進するための、刑務所以外の社会防衛機構における学際チームの支援を受けることができない。

**質問案 :**

33. ベルギーは、自分の行動に責任がないと宣言された障害者のための保安措置制度を廃止することを目的とした2014年5月の法律をどのように修正しますか。犯罪の責任があると判断された障害者が、通常の刑事手続に従って、他の人と同等の立場で、同じ保証を受けて裁かれることや、刑事司法制度への平等な参加のために必要な具体的な手続上の措置をどのように確保しますか。

34. ベルギーは、被収容者の社会復帰を促進するために、非監獄の社会防衛機構の中で多職種チームの支援を受けることを、どんな具体的措置で確保しますか。

35. ベルギーは、どんな具体的措置によって、刑務所に収容されているすべての障害者の合理的配慮の権利を保証し、自由意思によるインフォームドコンセントに基づいた、社会一般で提供されるのと同じレベルの医療への利用の機会を保証しますか。

**拷問または残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由（第15条）／搾取、暴力及び虐待からの自由（第16条）／個人をそのままの状態で保護すること（第17条）。**

BDFには、障害者への虐待の疑いを否定する、あるいは確認するための調査結果はない。障害者団体や社会サービスが収集した証言は、被害者がこれらの出来事が起こる環境に強く依存しているために苦情を申し立てることを恐れているので、組織的に匿名で受け取られている。

これらの虐待には、身体的・化学的な拘束と、不妊手術や強制的な避妊の2種類があると言われている。これらの行為は、精神科施設、障害者施設やデイセンター、専門教育施設で行われていると言われている[[29]](#footnote-29)。

**質問案 :**

36. デイセンターや施設での身体的・化学的拘束の使用について、ベルギーではどんな数字が得られていますか？確認された事例は、ベルギーの法律で規定されているように、本人の行動による本人や第三者への危険という、この手段を正当化する状況に常に対応していますか？ベルギーは、拘束の使用を止めるために、どんな措置をとりますか？

37. ベルギーは、強制投薬の事例の特定を進めるために、どんな具体的措置をとりますか。

**自立した生活及び地域社会への包容（第19条）**

サービスに対するニーズは常に高まっている。残念ながら、ベルギーではそのニーズに十分に応えられていない。そのため、多くの障害者が包容的でない状況に置かれている。

その結果、パーソナルアシスタンス予算、施設の利用の機会、特定のサービス（特に支援サービス）で、多くの待機者が発生している。

一般的意見第5号の様々な側面の実施、特に効果的な脱施設化プロセスの実施に必要な条件の整備は、これらのサービスの存在と補完性にかかっている。

BDFは、場合によっては10年を超えることもある待機者リストの設定と管理について、透明性が欠如していることを非難する[[30]](#footnote-30)。

障害者とその代表的な組織は、脱施設化をどのように実施するかについて十分に協議されていない。しかし、彼らは自分たちのニーズを定義する重要な役割を担っている。

全国障害者高等評議会は、一般的意見第5号の実施に関する綿密な作業を行った。この課題を担当するベルギー当局のために、この作業により評議会は方針説明書を作成した[[31]](#footnote-31)。

これは、障害者のウエルビーイング（福祉）と生活の質を尊重した移行の5つの必須基準を定めたものである。

- 一般サービスの利用を容易にする

- 居住地を選択・変更する自由

- 居住空間の個別化

- 民主的で参加型の施設

- ライフ・プロジェクトの重要性

この方針説明書では、これらの目的を達成するために、主務官庁に8つの提言を行った。

基本権機関が提供したデータによると、ベルギーはEU加盟国の中で、脱施設化の関連事業に対する欧州社会基金の補助金を最も利用していない国のひとつであるようだ[[32]](#footnote-32)。

**質問案 :**

38. すべての障害者が施設の枠組みに依存することなく、地域社会で生活できるように、自立した生活を促進するサービスへの利用の機会を確保するために、国のすべてのレベルでどんな行動計画を策定しますか？脱施設化という目標に向けて、この計画を短期、中期、長期の各段階でどのように進めていきますか。一部の障害者が、適切な準備を欠く展開によって取り乱されるのを防ぐために、どんな付随措置を実施しますか？

39. ベルギーは、脱施設化のプロセスにおいて、障害者、その代表組織、家族の協議と参加を確保するために、どんな具体的措置をとりますか。

40. 既存の待機者リストを解消し、障害者がすべてのニーズを満たすための十分な財源への利用の機会を確保するために、どんな手続きを実施しますか。これらの待機者リストはどのように確立され、管理されていますか？

41. ベルギーがEU加盟国の中で「構造基金」の利用が最も少ない国の一つである理由は何ですか。ベルギーは、欧州構造基金の効果的な利用を確保するために、どんな具体的な対策を予定していますか？ベルギーは、対応する指令に従って、欧州構造基金の運営のプロセス全体に障害者の代表組織を参加させるために、どんな具体的な措置をとる予定ですか？

42. ベルギーは、包容を促進するために、どんな具体的方策を予定していますか。

**個人の移動を容易にすること（第20条）**

65歳以降に障害者と認定された者は、65歳以前に障害者と認定された者と同等の給付を受けることはできない（第5条、質問1参照）。移動補助器具は、在宅支援や自立生活に不可欠な要素である。

移動補助器具の中には、地域圏の機関が十分に対応していないものがある。そのため関係する人の移動性を大きく損ねる。例えば盲導犬の訓練費用は、ワロン地域圏とブリュッセル首都圏では25％、フラマン語共同体では50％しかカバーされず、電子白杖には全く補助がない。

**質問案 :**

43. ベルギーは、サポートを含むすべての移動補助器具に、年齢制限なしに、より公平な方法で資金を提供するために、どんな具体的方策を考えていますか？

44. ベルギーは、公共交通事業者が障害を理由に交通手段を提供できない場合に、合理的配慮を保証するために、どんな具体的措置を予定していますか。

**表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会（第21条）**

フランスのベルギー手話言語とフラマン手話言語は、それぞれの言語共同体で認められているが、連邦レベルでは認められていない。ドイツ手話言語については、公式には認められていない。これらの認定は表面的なものに過ぎず、ろう者と難聴者が公的機関との接触、教育、文化的アイデンティティの発展に際してこの言語を使用する権利を与えていないため、彼らの社会への参加は非常に困難である[[33]](#footnote-33)。

さらに、現在活動している手話言語通訳者の数は、ろう者のニーズや社会に完全に参加したいという願望に比べて不十分である。

**質問案 :**

45. ベルギーは障害の状況にかかわらず、すべての人が社会に完全に参加するために必要なすべての情報の利用の機会を保証するため、どんな具体的措置をとる予定ですか？

46. ベルギーは、盲人と弱視者が合理的な費用で文書資料を利用するためのマラケシュ条約の実施を確実にするために、どんな具体的措置をとりますか。

47. ベルギーは、すべての障害者が情報を利用できるようにするために、民間メディアに公的支援を提供するために、どんな具体的方策を実施しますか。

48. ベルギーは、ウェブサイトへの利用の機会を確保するために、どんな具体的方策を実施しますか。

49. ベルギーは、ろう者と難聴者及びその親族が、公的機関との接触を含む生活のあらゆる分野において、幼児期から手話言語を学び使用する権利を認めるために、どんな具体的措置を予定しますか。

50. ベルギーは、ドイツ手話言語を承認するためにどんな具体的措置を計画していますか？

51. ベルギーは、すべての障害者が、その年齢に応じて、性的健康、親になる願望、家族計画に関する情報と教育が提供され、十分な情報を得た上で選択できることを保証するために、どんな具体的措置を予定していますか。

**家庭及び家族の尊重（第23条）**

高度の依存状態にある人の身近な介護者の認定に関する2014年5月12日の法律[[34]](#footnote-34)は、「身近な介護者」の概念を定義し、認定手続きを定めている。過去5年間、何千もの家族に約束されてきたにもかかわらず、認定手続きと関連する権利がまだ明記されていないため、現在は適用できないでいる。

ルーバン・カトリック大学（UCL）とボードゥアン王財団が、5,000人以上の人々とその「身近な介護者」を対象に行った調査[[35]](#footnote-35)では、連帯感や経済発展の観点から、在宅介護におけるその重要性が示されている。全国障害者高等協議会は、「身近な介護者」が尊厳を持って支援の役割を遂行できるようにするために必要な一連の支援・社会保護措置を特定した[[36]](#footnote-36)。しかし連邦政府はそれに関して行動しなかった。

また、障害児の親が子どもを支援するための「時間貯金」（time credit）制度があるが、時間的に非常に限られており、長期的な家族のニーズを満たすものではない。

地域圏レベルで展開されている社会サービスは、現状では不十分である。

ワロン地域圏では、「レスパイト」サービス、「デイケアセンター」、「サポートサービス」を開発するという選択肢があった。これらのサービスは、最も差し迫ったニーズに対応するものであるが、申請者はしばしば「待機リスト」に載せられる。

フランドル地域圏では、「インフォーマルな介護者」（mantelzorgers）のシステムを開発するという選択肢があった。彼らは、障害のある親族の介護への献身によって生じる社会的孤立のリスクを軽減するために、より多くのサポートを受けることができ、介護と職業生活をより柔軟に組み合わせることができるはずである。

一般に、学校教育の場が居住の地区でない場合、無権利地帯が多く存在する。例えば、フランドル地域圏に住んでいてブリュッセルの学校に通っている視覚障害児は、教室に適切なスクリーンを設置するための支援を受けることができない。

**質問案 :**

52. ベルギーは、障害のある親族を介護する親を助けるために、どんな公的支援を実施しましたか？

53. ベルギーは、地域で生活する障害者が、社会で調和のとれた生活を送るために必要な、人間関係、感情、性生活を発展させるための十分な親密性の条件の利用を容易にするために、どんな具体的な措置を予定していますか？障害者の子育てや子育てへの意欲を支援するために、どんな具体的施策が考えられますか？

54. ベルギーは、障害者の側近者が親や友人としての役割を維持でき、公権力の代わりにならないために、どんな具体的措置を予定していますか？

55. ベルギーは、障害者の家族を支援し、一般的なサービスやサービスの提供を改善し、障害者の遺棄や施設への入所を防ぎ、障害者が他の人と対等な立場で地域社会に包容され参加することを保証するために、必要な資源を割り当てる面で、どんな具体的措置を計画していますか？この点で、フランドル地域圏で障害者がパーソナルアシスタンス予算を得る機会が減らないようにするために、どんな措置が計画されていますか？

**教育 (第24条)**

主流教育も特殊教育も、生徒の言語的役割に応じて、共同体の権限の一部となっている。フランドル地域圏、フランス語共同体、ドイツ語共同体は、それぞれの方法で発展する規制条項を設けている。これらの規定は、場合によっては、包容的でない特別支援教育の存在を維持しつつ、障害児を全部または一部教育に含めること、あるいは統合（インテグレーション）することを目的としている。

BDFは、包容的教育への漸進的な移行と選択の自由の尊重という論理のもと、今後数年間、この2つのシステムが共存することに反対するものではない。

3つの共同体の教育制度の間に生じたギャップを考慮して、個別に対応する必要がある。

**フラマン語共同体**

フラマン語共同体では、2014年の「M政令」が2017年に新しいサポートモデルによって補完され、包容的な教育を確立している。この積極的なアプローチは、UNCRPDの論理に沿ったものである。しかし、いくつかの問題が浮上している。その主なものは2つ。

- 学校は、「合理的」ではない適応策を講じなければ障害のある児童や生徒を受け入れることができない場合、その入学を拒否する可能性があるという事実である。合理的配慮の概念が曖昧であるため、包容的教育を受ける権利が真に保証されているとはいえない。

- 特別支援教育から包容的な一般（主流）教育への教員や監督者の異動は、理論上よりも現実にははるかに困難であるという事実。障害のある生徒が、包容的教育で必要なサポートを受けられるとは限らない。

全体的に見て、障害者を代表する組織は、これらの政令が、急いで、限られた協議で、移行期の必要性を十分に考慮せず、関係者に十分な情報を提供せずに設定されたことを残念がった[[37]](#footnote-37)。

その結果、2017-2018学年度以降、包括的般教育への入学を選択したにもかかわらず、自分の子どもに特殊教育に戻る機会を与えたいと考える親が増えており、2017年には基礎教育で770人、中等教育で342人増加している[[38]](#footnote-38)。

フランドル地域圏の規則では、ろう児のニーズを満たす包容的かつバイリンガルのオランダ語クラス（Vlaamse Gebarentaal）の設置はまだ定められていない[[39]](#footnote-39)。

2018年11月7日の判決は、フランドル地域圏の小学校がダウン症の生徒の入学を拒否したことを非難した[[40]](#footnote-40)。

**フランス語共同体**

2011年9月2日より、フランス語共同体の学校は、特別支援を必要とする児童たちの統合の概念を学校事業に含めることが義務付けられている[[41]](#footnote-41)。この統合を実際に達成した教育機関は、その過程で支援を受ける。

BDFは、フランス語共同体が、UNCRPDが規定する包容（インクルージョン）ではなく、統合（インテグレーション）の概念に基づいて教育システムを開発していることを残念に思う。

包容的教育に比べて、特別教育の登録児童数は依然として非常に多い。

またBDFは、「統合」されている障害児の総数が、2012年から2016年の間に2倍になったことを認識している。しかし、この増加は主に「タイプ6（視覚障害）」と「タイプ8（学習障害）」の特殊教育を受けていた生徒に関するもので、「タイプ2（中等度または重度の精神遅滞）」と「タイプ5（病気または療養）」の特殊教育を受けている生徒には全く関係がない[[42]](#footnote-42)。

さらに、合理的配慮の実施は、2017年12月7日の政令の第4条に示されているように、UNCRPDの精神とはかけ離れたものとなっている。「通常教育を受けているすべての生徒は、合理的配慮を受ける権利がある...ただし、その状況が特殊教育の配慮を必要としない場合に限る。」[[43]](#footnote-43)これは、ほぼ自動的に子どもを特殊教育へと導くものである。

第4条の次の段落は、合理的配慮の決定が厳密に医学的性質を持つと確認している：「...診断は...医学、パラメディカル、心理医学分野の専門家によって行われる」。

フランス語共同体は、「優秀性協定」（Pacte d'excence）という教育の大改革を行っている。そこには包容的教育や特殊教育の規定はない。

これまで講じられた規制措置は、通常教育でも特殊教育でも問題を解決できないでいる。これは、効果的で持続可能な教育の発展に不可欠な、技術的、人的、財政的レベルで割り当てられる資源の不足が原因である。

**ドイツ語共同体**

2009年、ドイツ語共同体は、教育を受けている障害児のために、特殊教育支援センターを設立した[[44]](#footnote-44)。

障害児童と生徒のための教育支援では、基礎教育と中等教育の最初の4年間に、児童1人につき週4時間の教育支援しか提供されない。中等教育の最後の2年間は、障害のある生徒は週8時間の教育支援を受けることができる。高等教育では、週に15時間が予定されている。上位者にとっては、これはニーズに対応していると思われている。

この法令は、障害児を統合することを目的としている。それは、包容の論理に従ったものではない。当初は、特殊教育を受けている生徒を主流の教育に含めることを目的としていた。10年経っても、特殊教育を受ける子どもの数は減っていない。

**3つの共同体のレベルで**

3つの共同体では有益な取り組みが行われているが、障害児の居場所がないことや、そのための十分な資源がないことが嘆かわしい。UNIAは、障害児から、学校で合理的配慮を図ることが困難であるとの報告を常に受けている[[45]](#footnote-45) [[46]](#footnote-46)。UNIAは、この点で、「教育における多様性のバロメーター」を発表した[[47]](#footnote-47)。

特殊教育施設が提供する地域マップによると、それぞれの児童は自宅から合理的な距離で適切な教育を受けることができず、特殊教育機関は公共交通を適切に利用できない場所にあることが多い。家族にとってのジレンマは、障害児に長時間通学を強いたり、児童だけでなく他の家族にも影響（職業面の困難や社会的ネットワークの喪失など根こそぎにする）を与える引っ越しをしたりすることである。

**質問案 :**

56. ベルギーは、障害児のための包容的教育のための首尾一貫した戦略を導入し、十分な財政的、物質的、人的資源を配分するためにどんな具体的措置を想定していますか。

57. 特殊教育から包容的教育への質の高い移行を保証するために、ベルギーではどんな具体的措置が実施されていますか？この移行のための計画はありますか？あるとすれば、どんな活動が主なものですか？包容的教育への移行は、すべてのタイプの障害に対して平等に行われていますか？障害者の組織はこのプロセス全体に関与していますか？

58. ベルギーは、包容的教育を教師の養成・研修の一部とするために、どんな具体的な対策を計画していますか？

59. ベルギーは、障害のある生徒が自分に最も適した教育を選択できるようにするため、また、自分が利用できる様々な選択肢について、適切な様式で完全で正確で、利用可能な情報を提供するために、どんな具体的な措置をとることを予定していますか？選択した教育機関において、どんな措置をとれば、生徒が、支援や付き添いのニーズに適切に対応し、また、資格取得を可能にする、包括的なバイリンガル手話言語指導を含む適応された教育方法を受けることができますか。

**健康 (第25条)**

2000年以降、医療の「合理化」と経費節減が求められ、国内の様々な地域間で医療供給の不均衡が拡大した。これは特に地方で顕著である。医療従事者、特に家庭医[[48]](#footnote-48)の高齢化と人口の高齢化は、この不均衡をさらに際立たせている[[49]](#footnote-49)。したがって現在の傾向は、経済的に最も弱い立場にある患者や障害のある患者に特に悪影響を及ぼす可能性がある。

**医療の経済面からの利用可能性**は、増え続ける障害者にとって重要な問題のひとつである。障害や病気のある人で、必要な治療を延期や中止する人が増えている[[50]](#footnote-50)。

「患者の権利憲章」に定められた原則にもかかわらず、患者のニーズに合った明確な言語による完全で正確な情報は、患者が必要とするケアの質を保証するためには十分でなく、また、患者が自分に適用されるケアに対して自由意思で十分な情報に基づいた同意を行うためにも十分ではない[[51]](#footnote-51)。

患者が自身のデータについて真に相談できるようにするには、さらなる進歩が必要である。現在、患者のファイルが電子的に更新されることが多くなったが、患者がその情報を参照することは非常に困難である[[52]](#footnote-52)。

定期的なケアや重要なケアの必要性は、しばしば人生の選択において重要な譲歩をもたらし、時には学業や仕事を諦めざるを得ないこともある...。

**質問案 :**

60. ベルギーは、どんな具体的方策によって、すべての障害者が必要とする医療製品や医療技術を平等に利用できるようにしますか。これには、可能な代替策の提示も含まれますか？

61. 在宅ケアに関して、ベルギー当局は、看護師、看護助手などの在宅ケアサービスのニーズの高まりに対応するために何をしましたか（特に、薬の服用、「誤嚥」の危険性がある場合の食事のためなど）。

62. 国は、医療ケアへの利用の機会を、人生の選択の全体的な枠組みにどのように統合していますか？

63. ベルギーは、障害者の感情、人間関係、性的健康の権利を保証するために、どんな措置をとりますか？

**ハビリテーション（適応のための技能の習得）及びリハビリテーション（第26条）**

サービスの地理的な配分が不十分なため、障害者は、必要な適応やリハビリテーションサービスを受けるために、非常に長い距離の移動を余儀なくされることがある。その障害の状況を考えると移動が特に困難な場合であっても。

また、障害者の中には、居住の場に付属した事業者のサービスを利用せざるを得ない生活環境にある人もいる。特に一部の障害者施設では、理学療法士がこの状況にある。

IQが85未満の障害者は、特殊教育機関に在籍していれば無料で利用できるという理由で、国立障害健康保険機関（INAMI）から言語療法サービスの償還を受けられない。

2015年10月、子どもの権利総代表、UNIA、全国精神障害者支援協会は、問題の法律の修正を求める勧告を社会・公共保健大臣に送付したが[[53]](#footnote-53)、今のところ効果はない。

**質問案 :**

64. ベルギーは、年齢、居住地、学校教育、病因に関連した制約を受けずに、リハビリテーションサービスの提供を拡大するために、どんな具体的な方策を考えていますか？言語療法などのサービスを必要とするすべての障害者が、IQや居住地に関係なく、国立障害健康保険機関の財政的介入の恩恵を受けられるようにするために、どんな具体的措置が計画されていますか？

65. ベルギーは、障害の種類や居住地にかかわらず、すべての障害者が合理的な条件でリハビリテーション施設を利用できるように、全国のリハビリテーション施設の公平な配置を確保するために、どんな具体的措置を予定していますか。

66. 住んでいる場所にかかわらず、「患者の権利憲章」に基づき、本人が選択した医療機関を利用できるようにするため、ベルギーはどんな具体的措置を予定していますか。

**労働及び雇用(第27条)**

**2011年、障害者の雇用率は40.7％で、全国平均（66.4％）を大きく下回り[[54]](#footnote-54)**、ベルギーはヨーロッパで最も低い国の一つであった[[55]](#footnote-55)。それ以来、この格差は縮まっていない。障害者の雇用問題は、全国障害者高等評議会の方針説明書のテーマとなっている[[56]](#footnote-56)。この方針説明書では、状況の全体像を示し、3つのタイプの問題を特定している。

- 障害者が雇用を見つけることの特別の困難性

- 雇用主の社会的責任の欠如

- 多くの障害者が雇用の「リスクを犯す」ことを妨げる「雇用の罠」の存在

BDFは、障害者の雇用率の低さに効果的に対処するための総合的かつ調整された政策の不在に注目している。

連邦政府の「職場復帰」策の主な結果は、人々の職場復帰ではなく解雇であった[[57]](#footnote-57)。

職場では、合理的配慮の概念が適切に考慮されていない。部分的な拘束力しかなく、雇用主はそれを無視しがちである。これは特に、病気や事故の後に職場復帰を希望する人の状況で顕著に見られる[[58]](#footnote-58)。

公的機関の縦割りはここでも問題となっている。ワロン地域圏では、所得代替給付を受けている障害者は、「求職者」とみなされていないため、FOREM（ワロン地域の公共雇用・訓練サービス）が主催する訓練を受けることができない。

**質問案 :**

67. 差別に対する効果的な保護、職業訓練、適切な利用の機会、必要な合理的配慮を確保することにより、民間及び公的部門における障害者の雇用の権利を保証するために、ベルギーは規制とインセンティブの両面でどんな具体的措置を提供していますか？

68. 障害者の雇用率が低いことを踏まえ、ベルギーは、障害者雇用政策の効率化のために何を予定していますか？包容的な観点から、保護的雇用から通常雇用への移行を促進するために、ベルギーは何をしていますか？

69. 障害者の採用への雇用主の関心をどのようにして強化できますか？公的部門における既存の雇用割当が尊重されるようにするにはどうすればよいですか？

70. ベルギーは、様々な法律や規制に存在する「雇用の障壁」や「雇用の罠」を特定し、取り除くために、どんな具体的な対策を予定していますか？雇用支援策をより理解しやすくするために、どんな対策が計画されていますか。

71. どのようにすれば、障害者が、働くことを可能にする手段（知識、生活技能、ノウハウ）を身につけることができますか？特に指導、教育、訓練、支援、そして求職活動に取り組む能力の向上について。

72. 「障害者」と認定されている人の職場復帰に関する実際の数字はどうなっていますか？ベルギーは、このような状況を改善するための「職場復帰」対策で、結果的には、人々を雇用に戻すのではなく、解雇されてしまうという状況を改善するために、どんな具体的な対策をとる予定ですか？ベルギーは、雇用の分野における合理的配慮を支援するために何をしてきましたか？ベルギーは、保護的雇用を（労働力の外注の場として利用するのでなく）通常雇用への足がかりとするために、どんな支援を行っていますか？

**相当な生活水準及び社会的な保障（第28条）**

ベルギーは、2010年の国家改革計画（NRP）の中で、「ベルギーは、2020年までに、基準年（2008年）と比較して、38万人が貧困や社会的排除のリスクに直面しなくなるという大きな目標を持っている。」とする[[59]](#footnote-59)。BDFは、これは実現にはほど遠いと指摘している。

会計監査院は2016年に、第2次連邦貧困対策計画について非常に批判的な意見を述べている。「...計画には、行政の動員、国家目標の達成に対する計画の貢献、期限、一般予算枠、目標や行動のコストの見積もりなど、すべてが欠けている。要約すると、第二次貧困計画は、公共政策の手段というよりは、「行動のリスト」である。」*[[60]](#footnote-60)*。

全国障害者高等協議会は、第3次連邦貧困対策計画2016-2019[[61]](#footnote-61)についても同様の見解を示している。貧困対策はベルギーにとって優先事項になっていない[[62]](#footnote-62)、と。それどころか、貧困は増加傾向にあり、一部の労働者、特に障害のある労働者に広がっている[[63]](#footnote-63)。

**住宅への利用の機会**は、貧困から抜け出すための最初のステップである。多くの障害者は、貧困線以下の収入しかないため、ニーズに合った住宅を見つけることができない。

多くの障害者は、暖房、水道、電気などの住宅関連費用を月々の家計の最大3分の1に抑えるために、「社会住宅協会」で住宅を利用する必要がある[[64]](#footnote-64)。

残念ながら、社会住宅部門では長年にわたって住宅が不足しており、充足する可能性が大きく損なわれている。さらに、これらの住宅は老朽化のため、暖房の消費量が多く、バリアフリー基準を満たしているものが少ないという2つの悪化要因がある。最後に、「適応可能な」住宅という概念は、建設や修復の仕様に不可欠な要素とされていない[[65]](#footnote-65)。

また、**行政システムが複雑**なため、障害者が行政レベルで適切に該当することを証明するための必要書類が不足していることが多い。障害者にとって、障害の状況を認識するためのシステムは特に複雑になっている（第1-4条参照）。問題に対応した歴代の解決策によって修正されてきたが、簡素化と効率化のため全体的に見直す必要がある[[66]](#footnote-66)。

**障害者への割り当てに関する法律**は1987年2月27日に遡る。この法は何度か改正されている。しかし、根本的な改革は行われていない。この法は時代遅れであり、長年の多くの改正により、全体としてはバラバラで複雑で不透明なものになっている[[67]](#footnote-67)。

ベルギーに住む多数の障害者が、満足な生活水準のための十分な収入を得ていない。単身者の所得代替手当（ARR）は貧困線を20％、保証最低賃金を60％近く下回る（2018. 09. 01現在ARR=910.75ユーロ、貧困線=1139ユーロ、最低賃金=1.562.59ユーロ）。

**ベルギーで障害者手当を受けている人の40％は、実際には貧困線以下で生活[[68]](#footnote-68)**し、最も基本的なニーズ（食費、住居費、医療費等）を含め多くの窮乏を強いられている。

障害者の生活は、利用できない環境のために追加コストがかかり、状況はさらに残酷なものとなる。障害者は低いレベルの収入しかないにもかかわらず、追加の生活費をまかなうことは障害者の家計に大きな影響を与える。

2016年から2018年にかけて、障害者総局は非常に深刻なIT問題に見舞われ、職員不足と相まって、障害給付金ファイルの管理に非常に大きな遅れが生じた。

**不申請現象**（情報不足や誤解のために自分の権利を活用しない人）が増えている。障害者も例外ではない。この現象は、既存の統計を歪めている[[69]](#footnote-69)。

**質問案 :**

73. ベルギーは、**障害給付金の額を増やして**、少なくともベルギー国内で設定されている最低保証賃金の額に等しい適切な収入をすべての人に提供するために、どんな具体的な措置、行動計画、日程を想定していますか。

74. ベルギーは、障害者の生活の現実と国が望む客観化の必要性の両方をよりよく考慮するための、社会参加の基準と医学的基準の組み合わせに基づく**障害者への給付制度**を確立するために、今後4年間でどんな具体的措置をとりますか？

75. ベルギーは、**障害のある人が「パーソナル・アシスタンス」のようなサービスを利用できる**ようにするために、どんな具体的な措置を予定していますか？

76. **社会的保護措置をより読みやすくし、「不申請」のケースをなくす**ために、ベルギーはどんな具体的措置をとりますか？自動的に付与されていない権利は何ですか、また、それを自動化するためにベルギーは何を予定していますか？

77. 連邦政府は、**障害者総局**にケースを効率的かつ迅速に処理するために必要なコンピュータと人的資源を保証するために、また、障害者と社会サービスの双方にとって適切な電話と電子的アクセスを保証するために、どんな措置をとりますか。

**政治的及び公的活動への参加（第29条）**

**この権利を効果的に行使する際の幾つかの障壁には、特に権力のレベルの多様化や、この分野の法令、手続き、手段が一致していないことがある。**

全国障害者高等協議会は、2016年の方針説明書で、障害者の政治的・公的生活への完全参加を保証するために、ベルギーが具体的に対応すべき注意点をすべて取り上げている。それは、選挙サイクル全体で重要な注意点、選挙前の期間に重要な注意点、投票時に重要な注意点、選挙後の期間に重要な注意点という4つの軸で構成されている[[70]](#footnote-70)。

この4つの軸は、BDFが2017年8月に欧州評議会に提出した、改正社会憲章に関するベルギーの第11次国別報告に対するコメントにまとめられている[[71]](#footnote-71)。

民法第492/1条、第497/2, 26条および選挙法第7条に基づき、治安判事は「被保護者がどの行為を行うことができないか」を決定することができる。被保護者は、障害を理由に投票権を停止され、その投票権を譲渡することはできない[[72]](#footnote-72)。

**質問案 :**

78. ベルギーは、障害者が自らの意見を形成し、表明できるようにするために、どんな具体的措置を予定していますか。特に、公的活動への参加、投票権の行使、選挙に立候補する機会を持つことについて。

79. ベルギーは、障害の有無にかかわらず、すべての国民が投票権を持つように、投票権を無条件とするために、間もなくどんな具体的措置をとりますか。

80. ベルギーは、すべての人が政治的・公的活動に十分に参加するために、障害の状況に応じた様式で必要な情報を利用できるようにするための、どんな具体的措置を予定していますか。

81. ベルギーは、市民社会組織が、その構成員が公的・政治的活動の担い手となることを奨励するために必要な取り組みを行なえるようにするために、どんな具体的措置を予定していますか。

82. ベルギーでは、特に投票が義務づけられていますが、憲法に規定されているように、すべての人が投票する機会を実際に得られるようにするために、どんな具体的措置を予定していますか。

83. ベルギーは、各国民が独立して投票でき、投票の秘密が守られるよう、どんな具体的措置を講じていますか。ベルギーは、有権者が投票所に入ってから投票したい候補者を安全に特定できるようにするために、どんな措置をとることを計画していますか。

**文化的な生活、レクリエーション、余暇及びポーツへの参加（第30条）**

多くの障害者は、他の市民と平等に、自分で選択した「余暇」活動を利用することが限られている。この状況は、社会生活に「不可欠な」活動（学校教育、雇用、移動...）のために克服しなければならない障壁によって、障害者が利用できる適応策や時間が限られていることに起因する。

障害のあるハイパフォーマンスのアスリートは、多くの人にとって模範である。ベルギーでは、すべての人のスポーツはあまり助成されていないことに留意すべきである。非常に重度の障害者の大多数が活動しているのはこれらのレジャークラブである。

例えば、ベルギーのフランス語共同体では、障害者のためのハイレベルなスポーツは、すべての人のスポーツの4倍の資金が提供されているが、メンバーの数は3倍少ない...。このような状況は、現在交渉中の政令案でも悪化しそうである。

**質問案 :**

84. 文化的・娯楽的活動、レジャー、スポーツへの障害者の参加を促進するために、ベルギーではどんな具体的措置がとられていますか？ヨーロッパ障害カードの普及と使用に関して、どんな結果が得られましたか？

85. ベルギーは、障害者が利用可能な文化的・娯楽的・余暇的・スポーツ的活動の供給を増やすために、どんな具体的な措置を計画していますか？

86. ベルギーは、トップレベルのスポーツの発展がすべての人のスポーツを損なうことにならないために、どんな具体的方策を予定していますか。

**統計及び資料の収集（第31条）**

BDFは、障害者のニーズを反映した総合的および特定分野のデータの収集が、ベルギーのあらゆる部署で、いまだに優先されていないことを残念に思う。

障害の分野では多くの有用なデータベースが存在するが、それらは各行政機関が適用する規制に基づいて構築されており、各行政機関はそれぞれの任務に応じて独自の障害の定義を使用している[[73]](#footnote-73)。

そのため資料の収集方法や結果は地域ごとに異なり、比較できない。異なるレベルのデータベース間の互換性の問題を解決し、利用可能な情報を統合することが必要である[[74]](#footnote-74)。

BDFは、このような統計資料の必要性が、障害者の状況に関する政策立案が不十分である原因の一つだと強調している（第1―４条、質問2参照）。

**性別、年齢、障害の種類で分類され、細分化されておらず、十分に詳細な**統計資料がないことは、間違いなく、条約の規定の実施における進捗状況を監視するために必要な法律、意思決定、制度的能力の構築の発展を妨げる要因の一つである。

BDFは、障害のある女子と児童のニーズを反映した**資料の収集**が、ベルギーの連邦、地域圏、共同体のすべての構成要素において、いまだに共通の優先事項ではないことに注目している。このような状況は、障害者権利委員会がUNCRPD実施状況の監視の一環としてベルギーに行った勧告にもかかわらず、続いている[[75]](#footnote-75)。

BDFが2014年のUNCRPD[[76]](#footnote-76)と2017年の持続可能な開発目標[[77]](#footnote-77)に対する代替報告で表明した警告は、依然として聞き入れられていない。

**質問案 :**

87. ベルギーは、性別、年齢、障害の種類で細分化されておらず、十分に詳細な資料の収集、分析、普及を体系化するために、どんな具体的措置をとる予定ですか？

88. ベルギーは、障害者政策の長期的なビジョンと開発・改善すべきサービスの計画のために、障害者の数と彼らが直面するニーズに関する統計を作成するために、どんな具体的な措置をとることを予定していますか？

89. ベルギーは、すべての統計資料が、コミュニケーション手段、支援、コミュニケーションと理解における支援の観点からのニーズが何であれ、回答者の完全な利用の容易さを保証するプロセスに従って収集されることを保証するために、どんな具体的措置をとりますか？

90. ベルギーは、その統計資料収集プロセスにおいて、ワシントン・グループによって作成された指標のリストを使用するために、どんな具体的措置を実施しましたか？

91. ベルギーは、障害のある少女と少年に関する資料を体系的に収集、分析、普及させるために、どんな具体的措置を予見していますか？

92. ベルギーは、いつ、どのようにして、回答者のジェンダーや障害の実態を考慮して、統計資料が収集・公表されることを保証しますか？

**国際協力（第32条）**

BDFとその加盟団体は、国際協力の経験がほとんどない。しかし、ベルギーが協力プロセスに参加する際に、包容の原則の遵守を条件とすることはほとんど行われていないようである。

**質問案 :**

93. ベルギーは、海外の障害者の権利を促進するために、どんな国際協力プログラムを開発する計画ですか？

94. ベルギーは、参加するすべての協力プログラムが、障害者の生活に影響を与える場合には、障害者の権利を尊重し、障害者を代表する組織を含めることをどのように保証していますか？

95. ベルギーは、障害者が国際交流に参加できるための手段を提供していますか？

**国内での実施及び監視（第33条）**

連邦レベル、地域圏レベル、共同体レベルの間で障害に関する権限が分散しているため、連邦レベルでの調整不足をはじめとする様々な問題が生じている。この調整を促進するはずの省庁間会議「福祉・スポーツ・家族」は、2013年11月23日以降開催されていない。障害に関する重要な決定が協調・統合されるように早急に再開されるべきである。

ベルギーは、国内人権機関の設立に必要なステップをまだ踏んでいない。UNIAは、その任務の範囲が限られているため、Bランクの評価しか得られなかった。

**質問案 :**

96. ベルギーは、障害者に関するすべての重要な決定に関して、権力レベル間の十分な協議と調整を確保するために、どんな具体的措置をとりますか？

97. ベルギーは、国内人権機関を設立するために必要な措置をいつとりますか。

**（翻訳：佐藤久夫、伊勢田堯）**

1. <http://bdf.belgium.be/view/fr/index.html> [↑](#footnote-ref-1)
2. Conseil Supérieur National des Personnes Handicapées, *Avis 2018-16 relatif au Plan fédéral Handistreaming - rapportage 2017 du gouvernement fédéral* (<http://ph.belgium.be/fr/avis/avis-2018-16.html>) - Conseil Supérieur National des Personnes Handicapées, *Avis 2018-29 relatif à la note de politique générale (NPG) 2019* (<http://ph.belgium.be/fr/avis/avis-2018-29.html>) [↑](#footnote-ref-2)
3. *Rapport par Nils Muiznieks*, *Commissaire aux droits de l’Homme du Conseil de l’Europe suite à sa visite en Belgique du 14 au 18 septembre 2015*, Strasbourg, 28 janvier 2016 (CommDH(2016)1. [↑](#footnote-ref-3)
4. Committee on the Rights of Persons with Disabilities*, Concluding observations*, 3/10/2014, alinea 6. [↑](#footnote-ref-4)
5. Laws implementing the EU directives 2000/43 and 2000/78. [↑](#footnote-ref-5)
6. Rapport de la Commission d’évaluation de la législation fédérale relative à la lutte contre les discriminations, février 2017, p.121. [↑](#footnote-ref-6)
7. UNIA, *Rapport annuel 2017*, p.24-26 ; UNIA, *A l’école de ton choix avec un handicap* (https://www.unia.be/fr/publications-et-statistiques/publications/lecole-de-ton-choix-avec-un-handicap-les-amenagements-raisonnables-dans-lenseignement) [↑](#footnote-ref-7)
8. ASPH, *Les femmes handicapées perçoivent-elles une double discrimination liée au genre et au handicap ?*, Bruxelles, 2015 (<http://www.asph.be/Documents/Analyses%20et%20etudes%202015/Femmes%20handicap%C3%A9es%20discrimination%20sur%20le%20genre%20et%20le%20handicap.pdf>) [↑](#footnote-ref-8)
9. <https://www.unia.be/fr/articles/des-pistes-concretes-pour-ameliorer-le-transport-scolaire-en-wallonie-et-a> [↑](#footnote-ref-9)
10. <https://www.youtube.com/watch?v=_t3JIHQHKsc> [↑](#footnote-ref-10)
11. X., *Et si votre enfant est dans l’enseignement spécialisé…*, dans *Le Ligueur des Parents*, 6/09/2017. [↑](#footnote-ref-11)
12. CSA, *Baromètre diversité et égalité 2017*, p.8 (<http://www.csa.be/system/documents_files/2821/original/Barom%C3%A8tre%20Diversit%C3%A9%20et%20%C3%89galit%C3%A9%202017-synth%C3%A8se%20de%20l'%C3%A9tude.pdf?1524509131>) [↑](#footnote-ref-12)
13. Conseil Supérieur National des Personnes Handicapées, *Avis 2014/19 relatif à l’accessibilité et la convivialité des distributeurs automatiques de billets* (<http://ph.belgium.be/fr/avis/avis-2014-19.html>) [↑](#footnote-ref-13)
14. Conseil Supérieur National des Personnes Handicapées, *Avis 2018/05 relatif à l’annonce du côté de sortie du train* (<http://ph.belgium.be/fr/avis/avis-2018-05.html>) [↑](#footnote-ref-14)
15. <https://www.rtl.be/info/belgique/societe/126-000-personnes-en-attente-d-un-logement-social-les-chiffres-incroyables-de-la-situation-en-wallonie-et-a-bruxelles-918141.aspx> [↑](#footnote-ref-15)
16. <http://www.asph.be/Documents/analyse-etudes-2013/2013-27-reconnaissance-surdicecite.pdf> et <http://annatimmerman.be/documenten/ElienVDVoorde_masterproef_2017_Verworven%20doofblindheid.pdf>). [↑](#footnote-ref-16)
17. Service d’interprétation des sourds de Bruxelles, *Rapport d’activité 2017*, P.28-33. [↑](#footnote-ref-17)
18. <https://www.lesoir.be/194990/article/2018-12-11/demandes-dasile-maggie-de-block-demande-ses-services-de-revoir-les-quotas-la> [↑](#footnote-ref-18)
19. Conseil Supérieur National des Personnes Handicapées, *Avis sur la note conceptuelle relative à l'accès aux services de secours via un message électronique écrit (SMS) pour les sourds, les malentendants et les personnes souffrant de troubles de la parole*, 15/04/2013 (<http://ph.belgium.be/nl/adviezen/advies-2013-08.html>). [↑](#footnote-ref-19)
20. BDF, *Lettre au Premier Ministre concernant l’exclusion des centres d’appel d’urgence du champ d’application de la Directive* [*COM/2015/0615 final - 2015/0278 (COD)*](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM:2015:0615:FIN), 30/08/2018.   
    Conseil Supérieur National des Personnes Handicapées, *Lettre au Ministre de l’Intérieur, concernant le projet « BE Alert »*, 16/03/2018. [↑](#footnote-ref-20)
21. Loi du 17 mars 2013 réformant les régimes d'incapacité et instaurant un nouveau statut de protection conforme à la dignité humaine (<http://www.ejustice.just.fgov.be/cgi_loi/change_lg.pl?language=fr&la=F&table_name=loi&cn=2013031714>) [↑](#footnote-ref-21)
22. Legal World (<http://www.legalworld.be/legalworld/nouveau-statut-de-protection-pour-les-personnes-incapables.html?LangType=2060>) [↑](#footnote-ref-22)
23. Gauthier DE BECO, *Mieux protégées les personnes handicapées mentales*?, dans *La Libre Belgique*, 12/10/2014 (<http://www.lalibre.be/debats/opinions/mieux-protegees-les-personnes-handicapees-mentales-54380300357030e6104585f0>) [↑](#footnote-ref-23)
24. OMS, <http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/42418/1/9242545422_fre.pdf> [↑](#footnote-ref-24)
25. Loi du 10 août 2015 modifiant le Code judiciaire et la loi du 17 mars 2013 réformant les régimes d’incapacité et instaurant un nouveau statut de protection conforme à la dignité humaine(<http://www.ejustice.just.fgov.be/cgi_loi/change_lg.pl?language=fr&la=F&table_name=loi&cn=2015081019>) [↑](#footnote-ref-25)
26. Conseil Supérieur National des Personnes Handicapées, *Avis 2018/34 relatif à la capacité juridique* (<http://ph.belgium.be/fr/avis/avis-2018-34.html>) [↑](#footnote-ref-26)
27. CLEMENT (Ch.) et HOUGARDY (A.), *La justice manque cruellement de moyen et de personnel*, RTL Info, 22/01/2019 (<https://www.rtl.be/info/belgique/societe/la-justice-manque-cruellement-de-moyens-et-de-personnel-voici-les-consequences-concretes-a-namur-989103.aspx>) [↑](#footnote-ref-27)
28. <https://www.rtbf.be/info/societe/detail_les-internes-ne-sont-plus-les-oublies-de-la-justice-et-du-soin-en-belgique-selon-pierre-titeca-psychiatre-a-schaerbeek?id=10113873> [↑](#footnote-ref-28)
29. Servais (L.), Leach (R.), Jacques (D.) et Rousseaux (J.-P), *Sterilisation of intellectualy disabled women, in European Psychiatry*, 2004, p.428-432 (<http://www.ncbi.nlm.nih.gov/pubmed/15504650>. [↑](#footnote-ref-29)
30. <https://www.onafhankelijkleven.be/blog/detail/hoe-lang-is-die-wachtlijst-nu> [↑](#footnote-ref-30)
31. Conseil Supérieur National des Personnes Handicapées, *Note de position sur le General comment n°5* : <http://ph.belgium.be/fr/news/news-la-d%C3%A9sinstitutionnalisation-des-personnes-en-situation-de-handicap.html> [↑](#footnote-ref-31)
32. FRA, *From institutions to community living. Part II: Funding and budgeting*, Luxembourg, 2017, p.24. [↑](#footnote-ref-32)
33. Flemish Sign Language Advisory Committee on the structural anchoring of family support for parents of deaf children (<http://www.adviesvgt.be/sites/default/files/atoms/files/Advies%20over%20de%20structurele%20verankering%20van%20gezinsondersteuning%20voor%20ouders%20van%20dove%20kinderen.pdf> ) [↑](#footnote-ref-33)
34. *Moniteur Belge*, 06/06/2014. [↑](#footnote-ref-34)
35. CES (S.) et alia, *Les aidants proches des personnes âgées qui vivent à domicile en Belgique : un rôle essentiel et complexe*, Bruxelles, 2017. (<https://www.kbs-frb.be/fr/Virtual-Library/2016/20170106PP01>) [↑](#footnote-ref-35)
36. <http://ph.belgium.be/fr/th%C3%A8mes-cl%C3%A9s/aidants-proches.html> [↑](#footnote-ref-36)
37. <https://www.kinderrechtencommissariaat.be/advies/implementatie-m-decreet-tussentijdse-evaluatie> [↑](#footnote-ref-37)
38. AMKREUTZ(R.), *Realitycheck voor M-decreet: meer kinderen keren terug naar buitengewoon onderwijs*, dans *De Morgen, 8/6/2017* (<https://www.demorgen.be/dmselect/realitycheck-voor-m-decreet-meer-kinderen-keren-terug-naar-buitengewoon-onderwijs-b71a8e15/?referer=https://www.google.com/>) [↑](#footnote-ref-38)
39. <http://docs.vlaamsparlement.be/pfile?id=1378754> [↑](#footnote-ref-39)
40. UNIA, *Eerste vonnis dat recht op inclusief onderwijs erkent*, 12/11/2018 (<https://www.unia.be/nl/artikels/eerste-vonnis-dat-recht-op-inclusief-onderwijs-erkent>) [↑](#footnote-ref-40)
41. Arrêté du Gouvernement de la Communauté française établissant les listes des implantations de l'enseignement fondamental et de l'enseignement secondaire bénéficiaires de l'encadrement différencié…, modifié par le décret du 9 février 2011 organisant un encadrement différencié au sein des établissements scolaires de la Communauté française… (<http://www.gallilex.cfwb.be/document/pdf/36474_000.pdf>) [↑](#footnote-ref-41)
42. Les indicateurs de l’enseignement 2017-07, Tableau 7.4 (<http://www.enseignement.be/index.php?page=0&navi=2264>) [↑](#footnote-ref-42)
43. Decree of 7/12/2017 on the reception, support and retention in ordinary basic and secondary education of pupils with special needs (<https://www.gallilex.cfwb.be/document/pdf/44807_000.pdf>) [↑](#footnote-ref-43)
44. Decree of 11/05/2009 on the Centre for Support Pedagogy and Special Education, aimed at improving specialised pedagogical support in ordinary and specialised schools and encouraging support for pupils with special needs or with social maladjustment or learning difficulties in ordinary and specialised schools (<http://www.etaamb.be/fr/decret-du-11-mai-2009_n2009202854.html>) [↑](#footnote-ref-44)
45. UNIA : <http://www.diversite.be/manque-damenagements-raisonnables-pour-les-enfants-en-situation-de-handicap> [↑](#footnote-ref-45)
46. UNIA : <http://www.diversite.be/sites/default/files/documents/publication/cgkr_redelijkeaanpassingen_fr_dec2014.pdf> [↑](#footnote-ref-46)
47. <https://www.unia.be/fr/publications-et-statistiques/publications/barometre-de-la-diversite-enseignement> [↑](#footnote-ref-47)
48. RTBF, *La Première*, 30/01/2019, 17:40-17:55. [↑](#footnote-ref-48)
49. CHAPELLE (A.), Morel (M.) et Regueras (N.), *La performance des soins de santé en Belgique : une analyse des études récentes*, dans *MC-Informations Analyses et points de vue*, n°265, septembre 2016, p. 3-25 (<https://www.mc.be/media/mc-informations_265_septembre_2016_tcm49-33135.pdf>); VRIJENS (F.) et alia, *La performance du système de santé belge – Rapport 2015*, KCE Report 259B, Bruxelles, 2015 (<https://kce.fgov.be/sites/default/files/atoms/files/KCE_259B_rapportperformance2015_1.pdf>) [↑](#footnote-ref-49)
50. Conseil Supérieur National des Personnes Handicapées, *La situation de soins et d’accompagnement qui répond aux besoins du patient handicapé…, note de position*, septembre-octobre 2017 (<http://ph.belgium.be/media/static/files/import/soins_sante/2017-09-19-note-de-position-cadre-de-soins.pdf>) [↑](#footnote-ref-50)
51. *Ibid*. [↑](#footnote-ref-51)
52. *Ibid*. [↑](#footnote-ref-52)
53. <https://www.unia.be/files/Documenten/Aanbevelingen-advies/recommandation_logopédie_déf.pdf> [↑](#footnote-ref-53)
54. Conseil supérieur de l’emploi, *Rapport 2017*. <http://www.emploi.belgique.be/publicationDefault.aspx?id=46240> [↑](#footnote-ref-54)
55. Eurostat, <http://ec.europa.eu/eurostat/documents/2995521/6181600/3-02122014-BP-FR.pdf/55394f4c-1dea-4d3d-a9bd-6fc936455d03> [↑](#footnote-ref-55)
56. Conseil Supérieur National des Personnes Handicapées, *Emploi des personnes handicapées : note de position*, Janvier 2014 (<http://ph.belgium.be/media/static/files/2014-01-14---note-position-emploi.pdf>) [↑](#footnote-ref-56)
57. Conseil national du Travail, *Avis n° 2099*, p.10-11 - <http://www.cnt-nar.be/AVIS/avis-2099.pdf>. [↑](#footnote-ref-57)
58. Conseil Supérieur National des Personnes Handicapées, *Avis n° 2015/10 relatif au projet d’Arrêté Royal pris en exécution de l’article 153 de la Loi programme du 19 décembre 2014*, <http://ph.belgium.be/fr/avis/avis-2015-10.html> et *Avis n° 2016/12 relatif aux nouveaux trajets de réinsertion professionnelle, avis « Back to work »* <http://ph.belgium.be/fr/avis/avis-2016-12.html> [↑](#footnote-ref-58)
59. [http://ec.europa.eu/europe2020/pdf/nrp/nrp\_belgium\_en.pdf](http://ec.europa.eu/europe2020/pdf/nrp/nrp_belgium_fr.pdf), page 31 [↑](#footnote-ref-59)
60. <https://www.rtbf.be/info/belgique/detail_la-cour-des-comptes-tacle-severement-la-belgique-incapable-de-reduire-la-pauvrete?id=9354244> [↑](#footnote-ref-60)
61. Conseil Supérieur National des Personnes Handicapées, *Avis n° 2016/09, relatif au projet de troisième Plan fédéral de lutte contre la pauvreté,* 4/4/2016,<http://ph.belgium.be/fr/avis/avis-2016-09.html> [↑](#footnote-ref-61)
62. Conseil Supérieur National des Personnes Handicapées, Opinion n°2018/30 on the report "The evolution of social protection in Belgium 2018, p.109-113 (<http://ph.belgium.be/fr/avis/avis-2018-30.html>) [↑](#footnote-ref-62)
63. FPS Social Security, *Trends are confirmed: the risk of poverty is decreasing for the elderly but remains high among the low-skilled in Belgium*, Press release on the Silk survey, 26/08/2016. [↑](#footnote-ref-63)
64. On average, in 2005, households whose budgets were below the poverty line spent 33.7% of their budgets on these items. Among these, people who are not fortunate enough to have social housing spent significantly more than 50% of their available monthly budget on it: http:[//croco.solsoc.be/IMG/pdf/Qui\_are\_the\_poor\_in\_Belgium.pdf](http://croco.solsoc.be/IMG/pdf/Qui_sont_les_pauvres_en_Belgique.pdf) (pp.5-6) [↑](#footnote-ref-64)
65. Unia, *The Housing Diversity Barometer*, p.274-275 [(http://www.unia.be/files/legacy/barometre\_de\_de\_la\_diversite\_logement.pdf](http://www.unia.be/files/legacy/barometre_de_la_diversite_logement.pdf)) [↑](#footnote-ref-65)
66. Conseil Supérieur National des Personnes Handicapées, *Note de position sur les dispositifs financiers*, January 2014 [(http://ph.belgium.be/fr/th%C3%A8mes-cl%C3%A9s/note-de-position-dispositives-financiers.html](http://ph.belgium.be/fr/th%C3%A8mes-cl%C3%A9s/note-de-position-dispositifs-financiers.html)) [↑](#footnote-ref-66)
67. Conseil Supérieur National des Personnes Handicapées, *Avis 2014/04 relatif à la décision du Conseil des ministres du 19/12/2013 " 5 fondamentaux pour améliorer et simplifier la vie des personnes handicapées "* [(](http://ph.belgium.be/fr/avis/avis-2014-04.html)http://ph.[belgium](http://ph.belgium.be/fr/avis/avis-2014-04.html).be/fr/avis/avis-2014-04.html) [↑](#footnote-ref-67)
68. Handilab, *Synthèse du projet d’étude "Handilab". Position socioéconomique des personnes handicapées et effectivité des allocations aux personnes handicapées*, Leuven, 2012, p.18. [http://www.belspo.be/belspo/organisation/Publ/pub\_ostc/agora/ragkkk154samenv\_en.pdf](http://www.belspo.be/belspo/organisation/Publ/pub_ostc/agora/ragkk154samenv_fr.pdf)  [↑](#footnote-ref-68)
69. Conseil Supérieur National des Personnes Handicapées, *Avis 2018/09 relatif au rapport bruxellois sur l’état de la pauvreté 2016*, <http://ph.belgium.be/fr/avis/avis-2018-09.html> [↑](#footnote-ref-69)
70. Conseil Supérieur National des Personnes Handicapées, *Participation à la vie politique, Participation à la vie politique, Participation à la vie politique, Note* de *position,* Décembre 2016. <http://ph.belgium.be/resource/static/files/Notes%20de%20position/2016-12-note-de-position-vie-politique-elections.pdf> [↑](#footnote-ref-70)
71. BDF, *Commentaires des associations et conseils d’avis représentant les personnes handicapées, sur le 11ème rapport national de la Belgique sur la mise en œuvre du groupe 2 de la Charte sociale européenne*, Août 2017, pp. 20-22. [↑](#footnote-ref-71)
72. [www.fondationshan.be](http://www.fondationshan.be) [↑](#footnote-ref-72)
73. UPR, *Joint Submission BDF-2016*, p.4 - <http://bdf.belgium.be/resource/static/files/epu---rapport-bdf.pdf.> [↑](#footnote-ref-73)
74. *Ibid*. [↑](#footnote-ref-74)
75. Committee on the Rights of Persons with Disabilities*, Concluding observations*, 3/10/2014, alinea 43. [↑](#footnote-ref-75)
76. UNCRPD, *Rapport alternatif BDF. Position des associations et structures d’avis représentant les personnes handicapées, Bruxelles, 2014*, p. 258-259 (<http://bdf.belgium.be/media/static/files/pdf_uncrpd/2014-02-20---rapport-alternatif---belgian-disability-forum.pdf>) [↑](#footnote-ref-76)
77. SDG’s, *Commentaire du BDF sur le rapport volontaire de la Belgique sur les SDGs* (<http://bdf.belgium.be/media/static/files/members/import/sdgs_rapport/2017-06-20-sdgs-1st-voluntary-report-belgium-15721belgium_english.pdf>) [↑](#footnote-ref-77)